

ワークショップ・コード（WS 開催規則）

日本外来小児科学会 ワorkshop委員会
(2019年11月10日改訂)

日本外来小児科学会に関連して開催するワークショップ(WS)においては以下のワークショップ・コード（WS Code）を順守してください。

■ WS Code 1.(リーダー・サブリーダー)

- 1) WS では必ずリーダーを1名、サブリーダーを1名以上置くこと。
- 2) リーダーあるいはサブリーダーは会員でなければならない。但し、ともにコメディカルの場合、いずれかが医師会員と同一の施設に所属していれば良いものとする。
- 3) サブリーダーは、何らかの理由でリーダーがその任を履行できない場合はリーダーの職務を代行するものとする。筆頭サブリーダーとしてあらかじめ1名決めておくこと。
- 4) リーダーと筆頭サブリーダーが同じ施設に所属していると、その施設として参加できなくなったときに開催不能になるので、別の施設の所属であることを原則とする。

■ WS Code 2.(リーダーとしての研鑽)

- 1) WS リーダー・サブリーダーを予定する者は、WS リーダー研修を受講すること（動画の視聴を含む）。
- 2) 他の研修会等でリーダーとしての研鑽をしている場合には、この限りではない。

■ WS Code 3.(内容の公表の制限)

- 1) WS 討論の内容を WS 参加者の承諾なしに公表（講演・発表など）してはならない。
- 2) 公表する場合は、該当 WS 参加者全員の同意を必要とする。

■ WS Code 4.(出版や公表の意向・申請)

- 1) WS 討論内容を基に学会外に出版や公表する際は、その企画が生じた段階で、「出版または公表の意向がある」旨の申請を学会事務局へ提出すること。申請の際は、「日本外来小児科学会名を冠しての出版」「日本外来小児科学会 WS で検討した旨の記載」「この双方ともない」場合を明示のこと。なおこれらは意向の確認であり、出版の承認ではない。
- 2) WS 開催後に出版が決定した場合は、あらためて出版の申請を学会事務局へ提出すること。その際には、内容が判明出来るものを添えること。なお出版や公表する場合は、該当 WS 参加者全員の同意を必要とする。本学会の名前等を使用する場合は、別途規定があり学会事務局への届け出および理事会の承認が必要となる。

■ WS Code 5.(参加費)

- 1) 参加料金を徴収することは構わないが、募集時に予算の概要を提示すること。
 - 2) WS 当日には参加者に対して収支（暫定で可）を公表すること。
- WS Code 6.(継続開催の要件)
- 1) 3年(3回)を越えて経年的に同じ趣旨のWSを開催する場合は、継続して開催する理由をWS応募時に明示すること。なお、3年に1回程度は年次集会あるいは学会誌においてWSの内容等を一般演題あるいは論文として発表することが望ましい。
 - 2) 学会の委員会・検討会・勉強会・ネットワークなどによって開催されるWSについては、1)の限りではない。
- WS Code 7.(外部団体の参加制限)
- 1) 主に本学会外部で活動している団体・会合等が、その公的な会としてWSを開催する事は認められない。
 - 2) 1)以外にも、商業宣伝、勧誘、営利等を目的とするWSの開催は認められない。
- WS Code 8.(委員による監査、中止の権限)
- 1) WS委員等(年次集会実行委員を含む)は、WSが適切に運営されていることを監査するため、WS会場に立ち入ることができる。
 - 2) 年次集会会頭とWS委員長は、WSが適切に運営されていないと判断した場合にWSを中断あるいは中止することができる。

1. 付記

- 1) このWS-Codeは、第21回年次集会WS(2011年)より適用される。
- 2) WS Codeに定めのない事項で検討を要する場合、および本WS Codeの解釈等に疑義を生じた場合は、WS委員会において適宜、協議する。
- 3) 諸届け先は学会事務局とする。
- 4) 制定 2010年6月20日
- 5) 改訂 2012年2月26日(第1回改訂)
- 6) 改訂 2012年8月24日(第2回改訂)
- 7) 改訂 2014年11月17日(第3回改訂)
- 8) 改訂 2017年11月27日(第4回改訂)
- 9) 改訂 2019年11月10日(第5回改訂)
- 10) 最新WS-Codeは、第30回年次集会WS(2020年)より適用される。